

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について

さいたま市教育委員会  
学校長

さいたま市教育委員会では市立学校に在籍する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。この災害共済給付制度は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合に、保護者に対して医療保険適用の医療費や見舞金の給付を行う制度です。国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度であるため、低い掛金で手厚い給付が行われます。

災害共済給付制度の加入に際しては、保護者の皆様の加入意思の確認をしたうえで、加入する児童生徒について教育委員会がスポ振に手続きを行います。災害共済給付制度の加入は任意となりますが、本制度の趣旨を御理解いただき、不慮の災害に備えて、なるべく御加入くださいますようお願いいたします。

### 共済掛金

- 災害共済給付制度の加入にあたっては、**年額 460 円**（小・中学生）の掛金の保護者負担分が必要になります。
- ※共済掛金の金額改定に伴う保護者負担額の変更が生じた際にはお知らせします。
- ※小・中学生には、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の児童生徒を含みます。
- ※加入手続きの基準日（5月1日）で就学援助制度の認定世帯の方は、掛金を市と国が負担します。

### 子育て支援医療費助成制度等の取り扱い

- さいたま市では、子育て支援医療費助成制度事業により、0歳から18歳の年度末までの医療費の助成をしていますが、学校管理下の災害は原則として、スポ振の災害共済給付制度の利用をお願いしています。
- 災害共済給付制度を利用する際には、医療機関の窓口で「学校管理下の災害」であることを申告して医療費を負担し、後日、スポ振からの給付金（医療費の自己負担分3割と見舞金1割を給付）を受け取ります。
- 子育て支援医療費等の医療費助成制度を利用した場合も、スポ振の災害共済給付申請が出来ますが、その場合は、給付が決定した際に重複支給分の返還が発生します。
- ※重複支給の確認のため、災害共済給付の支給状況について、医療費助成制度担当部局と情報の共有を行うことがありますので御承知おきください。

### 加入同意書の提出のお願い

加入に同意いただける方は、以下に記入のうえ学校へ提出くださるようお願いいたします（切り取り不要）。

**提出期限(令和 年 月 日)を過ぎると加入の申込が出来なくなる可能性がありますので御注意下さい。**

#### 同 意 書 (切り取り不要です)

さいたま市立 \_\_\_\_\_ 辻小 学校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組

児童生徒氏名 \_\_\_\_\_ (生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生)

さいたま市教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、さいたま市立学校(義務教育課程)に在学する期間、上記児童生徒が加入することに同意します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 保護者氏名 \_\_\_\_\_